

# 農作物損害防止関連情報

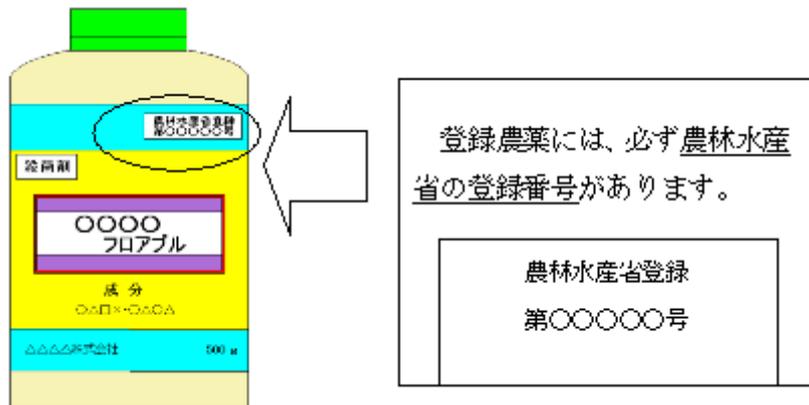
## 危害防止運動

### 農薬危害防止運動実施中!!

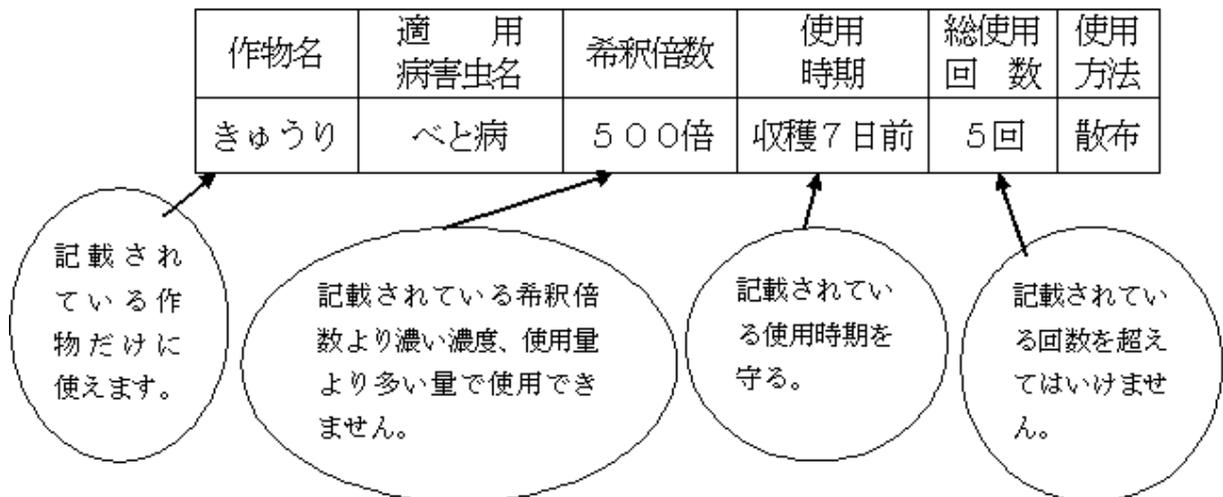
～6月1日から7月31日まで農薬危害防止月間です～

農薬の安全かつ適正な使用のために、農薬のラベルをよく読み、  
下記の事項を必ず守りましょう。

#### 1. 農薬は、農林水産省の登録番号のあるものを使用する



#### 2. 農薬のラベルに記載されている適用作物、使用倍率(使用量)、使用時期、総使用回数、使用方法を厳守する。



3. 農薬の散布にあたっては、以下の点に注意する。

(1) 周辺環境に配慮する。

① 河川や池などの水系を汚染しない。

(農薬の適量調製、廃液の適正処理、水田の漏水防止など)

② 農薬が飛散（ドリフト）しないように注意する。

a 広域一斉散布や住宅地内、有機農産物生産圃場周辺での農薬散布は、事前に通知や協議をし、危害防止を図る。

b 気象条件や地形等の環境条件を考慮し、散布を行う。また、飛散しにくい剤型を選択する

c 土壌くん蒸剤を使用する際には、農薬が揮散しないように被覆を必ず行う。

③ その他ラベルに書かれている禁止事項に従う。

(2) 散布者の安全を確保する。

(健康管理、防除衣・保護具の着用、防除機具の点検、被爆の軽減など)

(3) 農薬の保管管理を徹底する。(直射日光の当たらないところへ鍵をかけて保管する)

(4) 農薬の散布実績を記録する。

(いつ、どこで、何の農薬を、どの作物に、どれぐらい使用したか、など)

(5) 農薬による中毒症状が見られた場合には、直ちに散布を中止し、応急手当をして、すみやかに医師の治療を受ける。